

# 令和5年度山陽小野田市自立支援協議会

と き：令和6年1月31日（水）14：00～

ところ：高千帆地域交流センター分館

第1，第2会議室（2階）

## 会 議 次 第

- 1 部長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議事
  - (1) 相談支援の状況について
  - (2) 地域課題への取組について
  - (3) 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について
  - (4) 第5次山陽小野田市障害者計画、第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画における自立支援協議会の役割について
  - (5) その他

### ○配布資料目次

- |   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 相談支援の状況について  | 1  |
| 2 | 地域課題への取組について   | 5  |
| 3 | 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について                                       | 9  |
| 4 | 第5次山陽小野田市障害者計画、第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画における自立支援協議会の役割について | 12 |
| 5 | 山陽小野田市自立支援協議会規則  | 14 |
| 6 | 委員名簿   | 17 |

## 1 相談支援の状況について

「相談支援事業所のぞみ」に24時間365日体制での相談支援事業を委託しており、相談件数は次のとおりである。

### (1) 相談件数 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月～12月)
新規	130	132	84
再来	1350	1119	945
合計	1480	1251	1029

### (2) 障がい別相談件数 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月～12月)	
① 身体障がい	32	33	17	9.4%
② 重度心身障がい	0	0	2	1.1%
③ 知的障がい	54	53	27	14.9%
④ 精神障がい	87	115	93	51.4%
⑤ 発達障がい	91	44	41	22.7%
⑥ 高次脳機能障がい	11	5	1	0.5%
⑦ その他	3	2	0	0%
合計	278	252	181	100.0%

### (3) 支援方法別相談件数 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月～12月)	
① 訪問	109	136	71	6.9%
② 来所	87	55	35	3.4%
③ 同行	72	63	57	5.5%
④ 電話	444	432	296	28.8%
⑤ メール	0	11	0	0%
⑥ 個別支援会議	19	28	6	0.6%
⑦ 関係機関との連絡	749	616	564	54.8%
⑧ その他	0	0	0	0%
合計	1480	1251	1029	100.0%

## (4) 相談内容別件数

(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月~12月)	
① 福祉サービスの利用等	923	875	826	56.0%
② 障がいや病状の理解	4	6	0	0%
③ 健康・医療	30	18	17	1.1%
④ 不安の解消・情緒安定	298	301	185	12.5%
⑤ 保育・教育	13	5	1	0.1%
⑥ 家族関係・人間関係	48	69	0	0%
⑦ 家計・経済	41	8	35	2.4%
⑧ 生活技術	12	15	7	0.5%
⑨ 就労	52	65	10	0.6%
⑩ 社会参加・余暇活動	1	0	1	0.1%
⑪ 権利擁護	24	0	1	0.1%
⑫ その他	509	398	392	26.6%
合計	1955	1760	1475	100.0%

## ◆令和5年度における相談内容

① 福祉サービスの利用等	情報提供、施設見学同行、サービス利用開始に関する支援
② 障がいや病状の理解	なし
③ 健康・医療	受診同行、受診の相談や調整
④ 不安の解消・情緒安定	情緒の安定、不安解消
⑤ 保育・教育	療育についての相談
⑥ 家族関係・人間関係	なし
⑦ 家計・経済	障がい基礎年金申請
⑧ 生活技術	ごみ処理に関する相談、片付け・清掃に関する情報提供
⑨ 就労	一般就労に関する支援
⑩ 社会参加・余暇活動	なし
⑪ 権利擁護	金銭管理に関すること
⑫ その他	関係機関との連携、情報共有、個別支援会議

(5) 地域生活支援拠点整備による実績

平成31年4月1日に地域生活支援拠点を整備。

サービスにつながらない困難事例等に対応。

(ア) 相談件数 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月~12月)
実件数	32	31	19
延件数	111	126	112

(イ) 実件数の障害別内訳 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月~12月)
① 身体障害	4	2	3
② 知的障害	8	13	10
③ 精神障害	10	10	2
④ 児童	10	6	4
合計	32	31	19

(ウ) 夜間・休日の相談延件数 (件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月~12月)
① 夜間	3	0	0
② 休日	0	0	0
合計	3	0	0

(エ) 令和5年度における対応内容(予定を含む)

① 困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設見学・個別支援会議への参加</li><li>・医療機関との情報共有</li><li>・要保護児童対応協議会への出席・訪問看護契約立会い</li><li>・サービス利用調整・通院同行・安否確認訪問</li><li>・住居相談・建築住宅課に同行</li></ul>
② 地域の相談支援体制強化の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の相談支援事業所への支援</li><li>・障害者相談員研修会への参加</li><li>・相談支援従事者研修実習指導</li></ul>
③ 地域移行・地域定着の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・病院訪問(退院調整)</li></ul>
④ 成年後見制度利用支援の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人情報シート作成についての相談</li><li>・医師意見書作成に係る確認等制度利用に向けての支援</li></ul>
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケア児連絡会議への参加</li><li>・発達障害児地域支援体制の協議</li><li>・圏域相談支援事業所スキルアップ研修への参加</li></ul>

(オ) 緊急時短期入所利用実績 (件)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(4月~12月)
件数	0	3	0

(カ) 地域生活支援拠点整備事業における事前登録について

家族の入院等緊急時に、障がいのある方へ医療や障害福祉サービスの調整を行うためには、状況把握が必要になる。

早急に調整を行うためには、障がいのある方がどのような支援が必要なのか、どのような医療を受けておられるのか、またどのようなことに気を付けていかなければならないか等の情報が必要となるため、同意をいただいた上で、事前に状況の登録を行うこととしている。

① 訪問対象者 ※下記のうち、障害福祉サービスを利用していない方

R 1	療育手帳所持者のうち、本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	10 人
R 2	療育手帳所持者のうち、本人 20 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	2 人
R 3	身体障害者手帳所持者のうち、視覚、聴覚の障害 1 級 2 級の本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	4 人+登録希望者（療育手帳所持者）
R 4	R1 の対象者のうち、未登録者	5 人
R 5	身体障害者手帳、視覚障害 1 級 2 級のうち 18 歳以上 65 歳未満の方で、独居又は同居家族 70 歳以上のみの方	4 人
R 6 (予定)	精神障害者福祉手帳所持者のうち 18 歳以上 65 歳未満でかつ、独居又は同居家族 70 歳以上のみの方	未抽出

② 訪問結果（R 5）

【1名の事前登録あり】

家族構成	状況
1 本人のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全盲。</li> <li>・ペンライトの明かりが、かすかに分かる程度。</li> <li>・月に1回、市外に住む親戚が様子を見に訪問している。</li> <li>・住居近くの介護老人保健施設で働いている。</li> <li>・現段階ではサービス利用希望はないが、状況によっては必要になるかもしれないため、事前登録を希望された。</li> </ul>

【事前登録されなかった方の理由】

- ・今のところ困ってはいない。
- ・家族の支援があり生活できている。
- ・今すぐは登録しないが、今後検討したい。
- ・手帳を所持していることを家族に話していないため、家族に話を聞かれない。

### ③訪問後の取組

登録者に対して基本2年に1回、状況を確認し、登録情報の更新を行う。

## 2 地域課題への取組について

### (1) 定例会

(ア) 目的：地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

①関係機関との顔の見えるネットワークを構築し、連携強化を図る。

②相談状況や事業所の現状を把握する。

③相談支援事業所や障害福祉サービス事業所の資質の向上を図る。

(イ) 開催日時：原則毎月第1木曜日 13:30~15:00

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所（障がい児・者通所施設、入所施設等）、社会福祉協議会、訪問看護事業所、障害者就業・生活支援センター、医療機関等

(エ) 令和5年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
4月6日	事務連絡、情報交換、ウォーミングアップ（手話）	25人
5月11日	研修「事業持続計画（BCP）策定のポイントについて」（総務課危機管理室）	29人
6月1日	研修「介護とのつながりについて」（高齢福祉課地域包括支援センター）	27人
7月6日	施設見学（多機能型児童通所支援ミックスベリーONODA）	13人
8月10日	研修「引きこもりの支援の現状と取り組みについて」（山口県精神保健福祉センター）	19人
9月14日	研修「成年後見人制度について 後見人がつくまでの流れや対応を事例を通して学ぼう」（高齢福祉課成年後見センター）	20人
10月5日	施設紹介（ソーシャルインクルーホーム山陽小野田郡）	9人
11月2日	研修・事例検討「地域生活支援拠点について」（相談支援事業所のぞみ）	25人
12月7日	情報交換「支援しづらさを感じたケースについて対応方法をきいてみませんか」	24人
1月11日	権利擁護研修「地域において障がい者・家族がのぞむ相談・支援」（ウォーターアートパフォーマー堀川玄太氏の母 堀川貴美子様）	21人
2月1日	研修「アンガーマネジメントについて」（生活支援センターふなき）	
3月7日	情報交換、次年度について	

※ZOOM と対面の2方式での開催。

## (2) 運営委員会

(ア) 協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く

(イ) 開催頻度：3か月に1回

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター、行政（障害福祉課）

(エ) 令和5年度参加者数

開催日	参加人数
6月1日	4人
9月14日	4人
12月7日	3人
3月7日	

### ◆定例会・運営委員会で報告された課題

課題	詳細・対応等
障害に対する理解の促進	<p>◆地域住民の障害に対する理解が必要である。</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市は、あいサポーター研修や精神保健福祉講座等の研修・講演を開催し、普及啓発を行う。</li><li>2 市は、障害者週間に展示を行い、普及啓発を行う。</li><li>3 権利擁護部会は、健康フェスタで障害の理解に関する展示を行い、普及啓発を行う。</li></ol>
地域包括ケアシステム	<p>◆本人と家族が共依存しており、地域移行が進まない。</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市は、事例検討等の地域移行支援に関する研修を行う。</li><li>2 市は、個々の支援体制を整える中でシステムを構築し、地域生活支援拠点の機能強化を行う。</li><li>3 支援者は、児童や高齢者に関する機関、医療機関等の関係機関と連携し、ケースに応じた支援やその体制を整えるため、研修等で他機関と顔の見える関係づくりを行う。</li><li>4 支援者は、本人や家族の思いを引き出し、それぞれの課題を抽出するとともに解決に努め、本人に寄り添った支援を行う。</li></ol>
成年後見・権利擁護	<p>◆成年後見制度の利用が進まない。</p> <p>◆成年後見人にできることがわからない。</p> <p>◆制度利用までの流れがわかりづらい。</p> <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 市は、成年後見制度・権利擁護に関するチラシを窓口に着置き普及啓発・周知を図る。</li><li>2 市は、障害者週間に展示を行い、普及啓発を行う。</li><li>3 市は、支援者が制度を正しく理解し、必要な方に正しく伝えることができるように事例報告や研修を開催する。</li></ol>

引きこもり支援	<p>◆引きこもりの当事者や家族から相談がない場合、どこまで踏み込んでいいのかわからない。</p> <p>◆家族が抱え込んでおり支援がつながっていない。</p> <p>◆引きこもりが長期化している。</p> <p>【対応】</p> <p>1 市は、支援者が引きこもりやその支援に関する理解の促進や社会資源の活用ができるよう研修等で学ぶ機会をつくる。</p> <p>2 支援者は、利用者や関係者と相談しやすい関係づくりに努め、相談を受けた時は必要な支援につなげる。</p>
災害	<p>◆避難所を知っていても他に避難者がいないと「こわい」「恥ずかしい」と避難に不安を感じている利用者がいる。</p> <p>◆事業所の事業継続計画が未策定である。</p> <p>【対応】</p> <p>1 市は、住まいの校区でなくても利用が可能であること、トイレ等利用しやすい避難所に避難できること等、利用者の不安を軽減できるよう福祉従事者が災害時の備えを正しく理解し、必要時正しく伝えることができるように研修等を開催する。</p> <p>2 事業所は、2024年4月までに事業継続計画を策定することが義務化されているため、計画策定をし、随時見直していく。</p>
障害福祉サービス	<p>◆介護保険への移行がスムーズにいかない。</p> <p>【対応】</p> <p>1 市は、利用者の介護保険サービスへの移行が円滑に進めるため支援者が介護保険サービスに関する知識を得、事業所との関係づくりができるよう研修を開催する。</p> <p>2 支援者は、65歳に達する前から、将来を見据えて利用者やその家族と話を重ねていく。</p> <p>3 支援者は、初回訪問やサービス担当者会議に同行する等ケアマネジャーと連携する。</p>
就労	<p>◆工賃に不満を持っている利用者がいるが、仕事がなく工賃アップにつながらない。</p> <p>◆利用者が高齢化しており、細かい作業が困難等できる仕事越来越少くなってきている。</p> <p>◆就労サービス事業所の普及啓発が不足している。</p> <p>【対応】</p> <p>1 市は、障害者週間に展示を行い、普及啓発を行う。</p> <p>2 就労部会は、健康フェスタで障がいの理解に関する展示を行い、普及啓発を行う。</p> <p>3 就労部会は、共同受注等を検討し課題解決に努める。</p> <p>4 支援者は、必要時サービスの調整を行う。</p>
家族支援	<p>◆相談窓口を知らない人がいる。</p> <p>◆家族が障害を受け入れられず、悩みを抱え込んでいるケースがあり、相談やサービスにつながらない。</p>



	<p><b>【対応】</b></p> <p>1 市は、精神保健福祉講座を実施し、一般市民や家族の理解を深めるよう機会をつくる。</p> <p>2 市は、ペアレントメンターの養成の機会を市民や関係事業所に周知する。</p> <p>3 権利擁護部会は、就労部会は、健康フェスタで障がいの理解に関する展示を行い、普及啓発を行う。</p> <p>4 権利擁護部会は、部会研修で家族支援をテーマに研修を行う。</p>
--	---

(3) 専門部会 権利擁護部会

(ア) 目的：障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するために関係機関と連携し、ネットワークづくりと普及啓発を行う。

(イ) 参加者：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、光栄会障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和5年度の内容・参加者数

◆今年度のテーマ「家族支援」

開催日	内容	参加人数
6月1日	部会の活動内容について	4人
11月19日	SOS健康フェスタ	4人
12月2日～ 12月10日	障害者週間に併せて、厚狭地区複合施設で市内障害福祉サービス事業所利用（児）者の作品を展示 市役所ロビーでは厚狭地区複合施設の作品展示の様子をパネル展示。	13事業所
1月11日	権利擁護研修「家族支援について」（ウォーターアートパフォーマー堀川玄太氏の母 堀川貴美子様）	21人
2月10日	精神保健福祉講座「発達障がいの正しい理解と対応について」（片倉病院）	

(4) 専門部会 就労部会

(ア) 目的：各事業所が連携を深め、工賃向上等に向けて取り組み、障がいのある人の就労を支援することで、障がいのある方が働き続けることができる地域を目指す。

(イ) 参加者：就労支援事業所、相談支援事業所、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和5年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
5月11日	部会長の選出及び今後の部会の活動について	13人
8月10日	就労サービス事業所のPRチラシ完成、就労に関する課題	12人
11月2日	SOS健康フェスタへの参加、課題への対応について	9人
11月19日	SOS健康フェスタにて事業所利用者が作成した作品の販売	4事業所
2月1日	第4回就労部会開催予定	

### 3 日中サービス支援型共同生活援助事業に係る実施状況について

#### (1) 関係規定

基準省令：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

解釈通知：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

#### 基準省令第213条の10（協議の場の設置等）

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては法第89条の3第1項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

#### 解釈通知 第154(3)④ 協議の場の設置等

日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上とする。）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

#### 障害者総合支援法第89条の3（協議会の設置）

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(2) ソーシャルインクルー山陽小野田郡の実施状況について

(ア) 事務事業調書

別紙 1 参照

(イ) 施設の様子

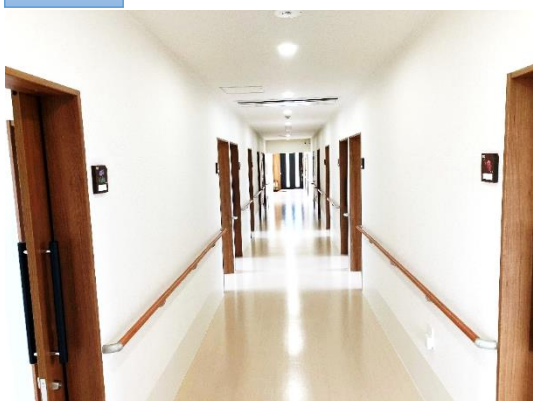
施設外観



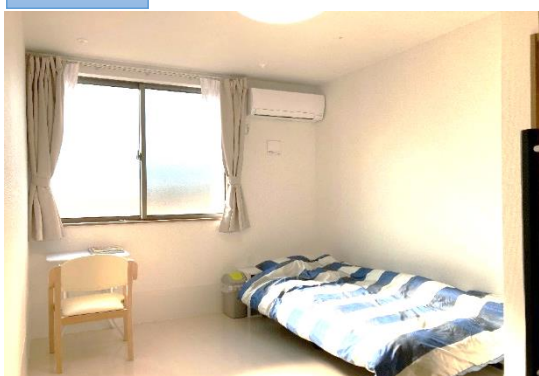
リビング



廊下



居室



ランドリースペース



エレベーター



リフト浴兼シャワーチェア付 浴室



車イス利用可能 トイレ



## (ウ) 支援内容

### 日中支援

<日中支援内容> 職員配置：4名～6名（各階2～4名） 8：30-17：30

日常支援：トイレ介助、歯磨き介助、整容支援、居室の掃除、洗濯支援、etc

通院同行：送迎や受診同行までご相談ください。

食事提供：スタッフがきちんと調理し、昼食を提供します。12：00

買物同行：スタッフが一緒に行き支援をします。また代理購入もしています。

レクリエーション：日中活動先がない方のために、ご利用者様に合わせた余暇活動を行います。

（折り紙、ピース通し、点つなぎ、体操、オセロなど）

### 夜間支援

<夜間支援内容> 職員配置：4名（各階2名） 17：00-9：00

日常支援：トイレ介助、歯磨き介助、就寝前の支援、朝の身支度支援、etc

食事提供：スタッフがきちんと調理し、夕食・朝食を提供します。夕18：00 朝6：30

夜間巡回：1時間に1回は巡回し、ご利用者様の様子を見守ります。また夜間緊急時の対応も

### 共通

<共通支援>

服薬管理：ご利用者様の飲み忘れ・飲み間違いがないようにスタッフが管理し、提供します。

入浴支援：10:00-21:00まで、スタッフによる入浴支援を行っています。

※その他、金銭管理や、1日スケジュールの管理など様々な支援を行っております。

### 利用料金

家賃	41,000円～(家賃補助10,000円)
食費	30,000円～
光熱費	13,000円
日用品費	2,000円

### 短期入所

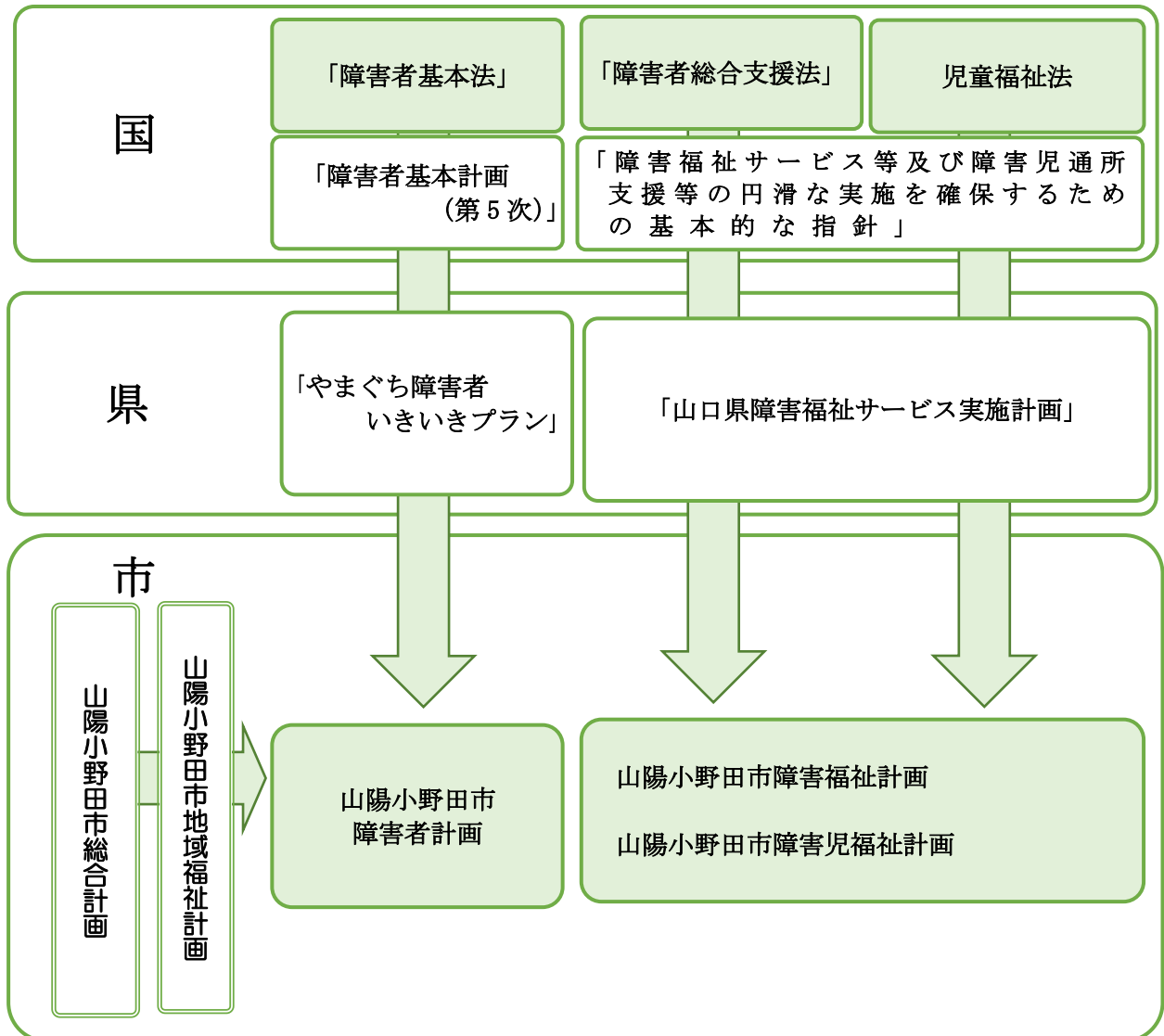
家賃	0円
食費	1,000円(朝・昼・夕)
光熱費	400円
日用品費	0円

#### 4 第5次山陽小野田市障害者計画、第7期山陽小野田市障害福祉計画及び第3期山陽小野田市障害児福祉計画における自立支援協議会の役割について

##### (1) 計画の位置付け及び役割

「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。国の「障害者基本計画（第5次）」、山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」、本市の「山陽小野田市総合計画」及び「山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、「山陽小野田市障害福祉計画」や「山陽小野田市障害児福祉計画」との整合性を図りながら、障害者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害福祉施策推進のための指針となるものです。

##### ○計画の位置付けと関連計画



(2) 計画の期間

計画名	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
山陽小野田市 障害者計画	第5次					
山陽小野田市 障害福祉計画	第7期			第8期		
山陽小野田市 障害児福祉計画	第3期			第4期		

(3) 障害福祉計画の中で、自立支援協議会に関する部分の抜粋

1 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等の関係機関が集まる場である自立支援協議会において、現状の把握を行い、課題を共有するなど、情報共有に努めます。

2 地域生活支援の充実

障がい者の地域での暮らしの安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるため、自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受入対応体制の確保等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進めています。

市では平成31年(2019年)4月に地域生活支援拠点を整備しました。今後も引き続き、自立支援協議会において運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実を図ります。

3 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者が、地域で自立した生活を行うためには、能力と適性に応じた雇用の場に就き、生活基盤の安定を図る必要があります。

福祉施設から一般就労に関し「一般就労移行者数」「就労定着支援事業の利用者数」の目標値を設定し、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行を推進します。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会の専門部会である就労部会において取組を進めます。

4 相談支援体制の充実・強化等

協議会において、相談支援事業所参画による事例の検討を行い、地域のサービス基盤を強化していきます。

## 5 山陽小野田市自立支援協議会規則

平成21年9月25日規則第44号  
最終改正 平成31年4月1日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、山陽小野田市に居住する障害者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスについての総合的な調整・連携の下、障害者が地域で安心して生活できるよう支援するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障害者や家族・地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業所を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(定例会)

第5条 地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

(運営委員会)

第6条 協議会に協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、市が相談支援事業を委託している相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の一般相談支援事業所又は同法第51条の20第1項の特定相談支援事業所をいう。）の相談支援専門員及び、障害福祉サービス事業所を代表する者をもって構成する

4 前項の規定にかかわらず、運営委員長が必要と認めるときは、協議会の委員を運営委員会に招集できる。

5 運営委員長は、運営委員の中から互選により定める。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて課題解決の目的及び期間を定めた専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会員は、運営委員会の中で問題解決に必要と認めた委員をもって構成する。



4 部会長は、部会員の互選により定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 6 山陽小野田市自立支援協議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

1	山陽小野田精神保健家族会		池田 はるみ
2	一般公募		岩井 和子
3	指定障害福祉サービス事業所まつば園	職業指導員	小林 利恵
4	社会福祉法人神原苑	管理者	澤村 知美
5	宇部公共職業安定所	次長	須藤 淳子
6	山陽小野田市社会福祉協議会	地域生活支援センター 主任	瀬口 美砂
7	小野田心和園	精神保健福祉士	田中 彰
8	山陽小野田市民生児童委員協議会	副会長	中村 尚子
9	山口大学大学院医学系研究科	講師	長谷 亮佑
10	山陽小野田市学校教育課	指導主事	長谷川 裕司
11	相談支援事業所のぞみ	相談支援専門員	廣石 義和
12	山陽小野田医師会	理事	廣田 勝弘
13	小野田赤十字訪問看護ステーション	管理者	弘永 加奈枝
14	光栄会障害者就業・生活支援センター	所長	藤井 淳
15	山陽小野田市障害者協議会	会長	宮川 力雄
16	山口県宇部健康福祉センター	主任	村田 二郎
17	一般公募		山岡 好弘
18	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	会長	山下 聡之
19	山陽小野田子ども発達支援センター とことこ	施設長	吉水 多加志